

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	保険業法施行規則 第53条の7第2項	3つの銀行に行ったが、未成年の取引は金融庁から厳しく言われるので定期預金しかできないといわれ、断られた。このような法律が出ると更に厳しくなる。子供たちに少しでも増やしたお金を渡してあげたいと思うので、これ以上子供たちが不自由にならないように配慮願いたい。	今回の規則及び監督指針の一部改正は、保険の不正な利用のおそれが少ないと認められない死亡保険契約を対象としており、その他の金融資産を対象に新たなルールを定めたものではありません。
2	保険業法施行規則 第53条の7第2項	今回の改正は、はなはだ疑問に感じる。近い将来、高齢人口の増加に対する子供の負担が社会問題として共有され、我々や子供たちの意識も変わらと思う。国の制度も少子高齢化に適したものに改正されるだろう。その中で今回の改正はむしろ「逆行」ではないか。子供が不幸にして海外旅行中に亡くなったとき、悲しみの次に来るのは我々「親たちの将来」への不安である。「保険」「保障」というのはそのためであり、性悪説に基づけば、極論すれば「不正受給が横行する恐れがあるから年金も廃止すればよい」という議論に行き着く。国の行政制度はもっと思慮深く、また人に暖かいものであるべきだ。どんなによい制度でもモラルリスクは存在するもの。100点はないが80点でよい。あたりまえのことを改悪するのは「懐の浅い、度量のない愚政」といえる。再考を要請する。	法制審議会保険法部会においては、被保険者による同意が親権者により行われる未成年者に対する死亡保険に関して、モラルリスクや必要性への疑問などから、制限を行うべきことについて検討が行われました。また、金融審保険ワーキンググループにおいては、被保険者による同意が親権者により行われる未成年者の死亡に係る保険契約について、モラルリスクが高いものがあるため、何らかの対応を図るべきであるとの意見が大勢でした。 こうした指摘を踏まえ、規則に、保険会社が保険金の限度額その他保険の引受けに関する社内規則等を定めるとともに、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制整備を構築することを求める旨のルールを定めることとしたものであり、ご理解願います。
3	保険業法施行規則 第53条の7第2項	今回公表された規則案・監督指針案の施行・適用は平成21年4月1日を予定されているが、施行日以前(例えば3月)に募集され、契約日が4月1日となる保険契約は本改正に該当しないという理解でよいか。	保険契約の申込みに対して保険会社が引き受けることを承諾することで、保険の引受けが行われています。 したがって、保険の引受承諾の効果が生じる日として、責任開始日や契約締結日が施行日以降となる保険契約が対象になると考えています。
4	保険業法施行規則	死亡保険金受取人を指定するために所定の手続により被保険者の	死亡保険金受取人を指定する際、満15歳以上の被保険者本人の同意を

	第 53 条の 7 第 2 項	同意確認を行った契約については、本規定の対象外と理解してよいか。	得ている保険契約については、本規則にいう「被保険者本人の同意がないもの」に該当しないため、本規則により社内規則等の整備などが求められる対象にはなりません。
5	保険業法施行規則 第 53 条の 7 第 2 項	規則第 53 条の 7 第 2 項では、「人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険であって、被保険者が 15 歳未満であるもの又は被保険者本人の同意がないもの」が対象であり、「不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く」とされている。対象外とするモラルリスクが発生する余地がない商品については、今般の改正の趣旨を踏まえ、各社ごとに判断するということでよいか。	保険会社各社が内閣府令に基づき、社内規則等の整備等を行うに際しては、金融審保険ワーキンググループの議論や今回の規則改正の趣旨を踏まえた対応が求められます。 具体的には、金融審保険ワーキンググループにおいて、団体保険、賠償保険、一時払終身保険、一時払養老保険は対象外となるものの、その他の保険商品は本規則により社内規則等の整備などが求められる対象となることが議論されています。
6	保険業法施行規則 第 53 条の 7 第 2 項	「不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く」とあるが、15 歳未満の未成年者であって高額所得や多額の資産があることが確認でき、死亡時の経済的需要があったとしても、本条の適用対象となるとの理解でよいか。	金融審保険ワーキンググループにおける本件に係る議論や今回の規則改正の趣旨を踏まえると、被保険者保護の観点から、左記のような場合であっても、「不正な利用のおそれが少ないと認められるもの」には該当せず、本規則により社内規則等の整備などが例外なく求められるものと考えています。
7	保険業法施行規則 第 53 条の 7 第 2 項	「被保険者が 15 歳未満であるもの」とあるが、保険年齢方式では 15 歳である満年齢 14 歳 6 か月超 15 歳未満の被保険者についても、本人の同意が取得できるのであれば本規制の対象外との理解でよいか。	金融審保険ワーキンググループにおいて、規制対象となる年齢については民法第 961 条の遺言能力を理由に議論が行われました。したがって、満 15 歳未満の者の被保険者同意に係る能力は考えにくいことから、満年齢によって判別し、満年齢 14 歳 6 か月超 15 歳未満の被保険者本人の同意のある保険契約であっても本規則により社内規則等の整備などが求められるものと考えています。
8	保険業法施行規則 第 53 条の 7 第 2 項	規則改正案第 53 条の 7 第 2 項には「いずれも不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く。」と記載されているが、「定期保険」「終身保険」等であっても、保険料を一括で支払う場合には、払込保険料と死亡保険金の額がほとんど変わらないため、本規則でいう「不正のおそれが少ない」保険に該当すると考えてよいか。	一時払定期保険は保険金額と保険料とが相応の差異があり、金融審保険ワーキンググループにおける本件に係る議論や今回の規則改正の趣旨を踏まえると、「不正な利用のおそれが少ない」とは認められないことから、本規則により社内規則等の整備などが求められるものと考えています。なお、一時払終身保険については本規則により社内規則等の整備などが求められる対象外になると考えています。

9	保険業法施行規則 第53条の7第2項	「不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く」とあるが、金融審保険ワーキンググループ（平成20年7月3日）で提示された資料に対象外として例示されていた一時払終身保険、一時払養老保険、団体保険については、「不正な利用のおそれが少ないと認められるもの」として、本規制の対象外であるとの理解でよいか。	金融審保険ワーキンググループにおける本件に係る議論や今回の規則改正の趣旨を踏まえると、一時払終身保険、一時払養老保険、団体保険については、本規則により社内規則等の整備などが求められる対象外になると考えています。
10	保険業法施行規則 第53条の7第2項	「不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く」とあるが、例えば、個人年金、学資保険等の、死亡の際の給付が既払込保険料相当額に利息や運用益を加えた額程度の保険金が支払われるような保険契約等は、「不正な利用のおそれが少ない」場合に該当するとの理解でよいか。	金融審保険ワーキンググループにおける本件に係る議論や今回の規則改正の趣旨を踏まえると、既払込保険料相当額に利息や運用益を加えた金額程度の保険金を死亡時に支払う個人年金保険や学資保険等の保険契約については、本規則により社内規則等の整備などが求められる対象外になると考えています。
11	保険業法施行規則 第53条の7第2項	「不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く」とあるが、金融審保険ワーキンググループ（平成20年7月3日）にて制限の対象外とした一時払終身保険や一時払養老保険と同様、契約時に多額の保険料の払込みが必要となる全期前納契約は、対象外との理解でよいか。	契約時に多額の保険料の払込みを要する全期前納契約の終身保険や養老保険であっても、保険事故発生時や契約解除等の場合に未経過保険料を返還する取扱いをする場合は、金融審保険ワーキンググループにおける本件に係る議論や今回の規則改正の趣旨を踏まえ、被保険者保護にかんがみると、本規則により社内規則等の整備などが求められる対象外とはなり得ないものと考えています。
12	保険業法施行規則 第53条の7第2項	施行・適用日以前に既に締結されていた契約を、施行・適用日以降に転換をする場合において、転換前の保険金額の増額を伴わない場合（いわゆる同額転換・減額転換）であれば、転換後の保険金額が限度額を超えても、実質上、新たなリスクの引受けがないため引受可能との理解でよいか。	規則において、既に締結されている保険契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他被保険者のために積み立てられている額を、新たに締結する保険契約の責任準備金又は保険料に充当することによって成立する保険契約を転換としています。したがって、転換は新たな保険契約の締結であることから、本規則により社内規則等の整備などが求められる対象となるものと考えています。
13	保険業法施行規則 第53条の7第2項	失効中の死亡保険（既契約）を施行・適用日以降に復活させる場合は、保険金の限度額を超えていたとしても、失効前の保険金額と同額のまま、当該保険契約を復活することは可能との理解でよいか。	保険契約が失効した場合であっても、既に締結した保険契約の保険期間内は、当該保険契約の復活については貴見のとおりと考えます。

14	保険業法施行規則 第53条の7第2項	<p>「不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く」とあるが、ファミリー定期保険特約等、扶養者の保険契約に被扶養者を被保険者とする死亡給付を付加する特約（以下「ファミリー定期保険特約等」という。）については、金融審保険ワーキンググループ（平成20年7月3日）にて規制の対象外とされた損害保険会社との契約・一般の傷害保険と同様、無記名式のもの等被保険者の属性管理がなされていないものが多いが、これらは本規制の対象外という理解でよいか。</p>	<p>金融審保険ワーキンググループにおける本件に係る議論や今回の規則改正の趣旨を踏まえると、損害保険会社が引き受けている無記名式の傷害保険については被保険者名による名寄せができないことから、保険会社等の間における保険金額の通算の対象外とせざるを得ない部分を除き、本規則により社内規則等の整備などが求められる対象となります。生命保険会社が引き受けているファミリー定期保険特約等においても、被保険者名を生命保険会社が管理していない保険契約については、損害保険会社と同様の体制整備にせざるを得ないと考えますが、今後、被扶養者名のデータの取得・蓄積など、工夫に努めることが重要と考えています。</p>
15	保険業法施行規則 第53条の7第2項	<p>「不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く」とあるが、災害割増特約や傷害特約等、災害や事故の場合にのみ支払われる死亡保険（特約）も対象となるとの理解でよいか。</p>	<p>災害割増特約や傷害特約等、災害や事故の場合にのみ支払われる死亡保険（特約）については、本規則により社内規則等の整備などが求められる対象となります。</p>
16	保険業法施行規則 第53条の7第2項	<p>被保険者が満15歳未満又は被保険者本人の同意がない契約であっても、例えば平成20年7月3日の金融審保険ワーキンググループの資料に記載された「賠償保険、団体保険」は「不正な利用のおそれが少ないと認められるもの」と判断するが、これが直ちに規則、監督指針の趣旨に反するものではないことを確認したい。</p> <p>ここでいう「賠償保険」とは、賠償保険を代替・補完する目的で契約される保険商品をいう。</p>	<p>金融審保険ワーキンググループにおける本件に係る議論や今回の規則改正の趣旨を踏まえ、例えば、遊園地などにおいて不特定の入場者が、事故等によって死亡した場合の見舞金の支払いを行うための団体保険などは、モラルリスクの懸念がそれほど高いとは考えられないことから、本規則により社内規則等の整備などが求められる対象外になるものと考えています。</p>
17	保険業法施行規則 第53条の7第2項	<p>規則第53条の7第2項は、平成21年4月1日以降の保険募集に伴う契約が対象であり、施行日時点で限度額を超えている既契約については対象外であることを確認したい。施行日以降に既契約の死亡保険金額を引き下げることが、契約者が有する契約上の権利を侵害することになり、契約者保護の観点から好ましくないと考える。</p>	<p>今回公表した規則・監督指針の施行・適用は平成21年4月1日とし、同日以降に引き受ける新規契約（更新、継続、転換契約を含む。）を対象としています。ただし、新規契約を引き受ける際には、既契約分を含めた通算を行った上で引受判断を行う必要があります。</p>

18	保険業法施行規則 第53条の7第2項	今回公表された規則案・監督指針案の施行・適用は平成21年4月1日を予定されているが、規制対象となるのは、施行・適用日以降の、規則第53条の7第2項にいう「死亡保険」の新たな引受け、例えば、新規契約の締結や中途増額・中途付加等による保険金額の増額が該当し、施行日以前に既に締結されていた、保険金の限度額を超過した契約（特約を含む）の保険金額を、限度額以内に減額する趣旨ではないとの理解でよいか。	今回公表した規則・監督指針の施行・適用は平成21年4月1日とし、同日以降に引き受ける新規契約（更新、継続、転換契約や中途増額・中途付加等による保険金額の増額を含む。）を対象としています。ただし、新規契約を引き受ける際には、既契約分を含めた通算を行った上で引受判断を行う必要があります。
19	保険業法施行規則 第53条の7第2項	既に引き受けている自動継続契約（約款又は特約の定めにより、当事者の一方から特段の意思表示のない限り、満期を迎える契約と同一の条件で継続することを約している保険契約）については、「不正な利用のおそれが少ないと認められるもの」に該当し得ると考えられるが、これが直ちに規則、監督指針の趣旨に反するものではないことを確認したい。	満期を迎える契約と同一の内容で更新・継続することを約している保険契約については、本規則により社内規則等の整備などが求められる対象となり得るものと考えています。 更新・継続の可否判断等については本規則により定められる社内規則等の他、約款の内容に基づき行う必要がありますが、いずれにせよ、被保険者保護の観点から、引受限度額等について契約者への適切な説明が求められます。
20	規制の事前評価書	今般公表された「規制の事前評価書」の内容には、いささか疑問を持たざるを得ない。今回の改正は業界へ大きな費用負担をもたらすにもかかわらず、本改正及び代替案を実施した際に想定されるシステム開発費等に関する定量的な比較を行わないまま便益が費用を上回るとの評価を行うことは、保険会社の負担、ひいては最終的な費用負担者である保険契約者の負担を考慮しておらず、費用・便益分析をしっかりと行う必要がある。その上で、今回の法改正が、費用を最小限に抑える一方で便益が最大限となる改正となることを期待する。	本規則は生命保険金目的殺人といった保険の不正な利用を防止し、被保険者を保護することを目的としています。こうした不正な利用を防止することによる便益と規制を行うことによって発生するシステム開発費等の遵守費用を「規制の事前評価書」において定量的に比較することは極めて困難です。 なお、システム関係費用は主として規制導入初期に支出（開発費等）され、その後は比較的低い水準で維持費等が残るのみですが、被保険者の生命が危険にさらされるおそれが減少する便益はその後も低減することなく継続してもたらされるため、便益が費用を上回るとみられることは自然であると考えています。